

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

益田市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 自然的条件等	1
2 農業・農村の現状及び課題	1
(1) 主要農畜産物について	
(2) 担い手の育成について	
(3) 農地の維持について	
3 将来の基本的方向	2
(1) 平坦地域	
(2) 中山間地域	
4 認定農業者の農業経営の目標	2
【育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の基本目標】	
5 認定農業者の育成及び農業経営目標達成に向けた基本的方向	3
(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成	
(2) 多様な担い手の育成	
(3) 農用地の流動化	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	3
(1) 新規就農者の現状	
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	
① 確保・育成すべき人数の目標	
② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標	
【新たに農業経営を営もうとする青年等の数値目標】	
(3) 地域ごとに推進する取組み	
① 平坦地域	
② 中山間地域	
7 指導・研修等	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標	5
1 個別経営体	5
2 組織経営体	9
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標	11

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
2 就農希望者への対応に関する事項	12
(1) 就農希望者の受入体制の確保	
(2) 就農希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組み	
(3) 関係機関との役割分担・連携の考え方	
(4) 市が主体的に行う就農等促進のための取組み	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	13
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア の目標	13
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
(1) 農用地利用及び営農活動の実態等の現状	
(2) 認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農地利用の考え方	
(3) 将来の望ましい農地利用を実現するための具体的な取組みの内容	
(4) 関係機関の連携	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1 地域計画推進事業に関する事項	15
(1) 地域計画の策定	
(2) 協議の場の設定	
(3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域	
(4) 農用地の利用権の設定等の進め方	
2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	15
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
(2) 区域の基準	
(3) 農用地利用改善事業の内容	
(4) 農用地利用規程の内容	
(5) 農用地利用規程の認定	
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	
4 J Aが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実 施の促進に関する事項	18
(1) 農作業の受委託の促進	
(2) J Aによる農作業の受委託のあっせん等	

附 則	18
附 則	19
附 則	19

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 自然的条件等

益田市は、面積(733.19 km²)が、島根県の総面積の約 1 割を占め、県内最大の広さである。

また、標高は 0m～700m と高低があり、気候は比較的温暖な地域から積雪の多い地域までと、変化に富んでいる。

年間平均気温は 15～17℃で、年間平均雨量は 1,500 mm～1,700 mm 程度である。

2 農業・農村の現状及び課題

(1) 主要農畜産物について

稲作については、良質・安定生産の「コシヒカリ」、「きぬむすめ」及び「つや姫」の生産を推進している。

また、施設野菜(メロン、トマト、イチゴ)、果樹(ブドウ、西条柿、ゆず)、わさび、花き、肉用牛、乳用牛等が生産されている。

令和 4 年以降、国際情勢等により、燃油、肥料、飼料をはじめとする生産資材が高騰しており、経営類型を問わず生産費の上昇を招いている。

(2) 担い手の育成について

令和 2 年の農林業センサスによると、本市の総農家数は 1,729 戸、個別経営体が 823 経営体である。また、基幹的農業従事者の減少や高齢化が進行し、65 歳以上の比率が 78% と高い割合になっている。

中核的担い手である認定農業者数は令和 4 年度に 118 経営体、認定新規就農者が令和元年度以降 22 名となっている。

また、35 の集落営農組織が地域農業の重要な担い手として運営されている。

本市においては、農業者の高齢化及び担い手不足が継続しており、この課題に対応するため、農業担い手支援センターを中核に、認定農業者や、認定新規就農者、集落営農組織を中心とした担い手の確保・育成に努めていく必要がある。

(3) 農地の維持について

市街地周辺では、メロン・トマト等施設野菜の生産が積極的に展開されている地域もあるが、都市化圧力の影響を受け、農業経営の拡大は困難になっている。

また、市内 2 地域にある国営農地開発地は、本市農業の中心を担っているが、事業完了から相当の年数が経過し、経営の継承が行われていない農地の継続的な有効利用が課題となっている。

中山間地域は、農業生産活動等を通じ国土の保全・水源かん養・良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、担い手の高齢化・減少により、遊休農地面積が増加傾向にあり、周辺農地の耕作やこれまで維持してきた多面的機能の発揮に大きな支障を及ぼす恐れがある。

農業経営体数等統計資料

年次	個別経営体数				経営耕地面積 (ha)	基幹的農業従事者 (人)
	総数	主業	準主業	副業		
平成 22 年	1,301	159	273	869	1,287	1,731
平成 27 年	1,080	139	180	761	1,316	1,393
令和 2 年	823	101	119	603	1,132	918

注；個別経営体数の主副内訳について、平成 22, 27 年は販売農家の内訳

3 将来の基本的方向

(1) 平坦地域

平坦地域においては、農地を農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体、集落営農組織及び法人（以下「認定農業者」という。）へ集積させ、経営の拡大を進める。

また、稲作を基本とする土地利用型農業では、農地の集積による低コスト型農業を推進し、農地の有効利用及び農業所得の確保を図る。

さらに、園芸品目を中心とした農業では、雇用労力の確保や施設の高度化、スマート農業などの新技術の導入等により、経営規模の拡大及び効率化等を進める。

そのため、個別経営体や集落営農組織の育成や広域化を図るとともに、農地流動化等により既存農業者の規模拡大や法人化を進め、加工部門の事業化（6 次産業化）等、組織経営の安定に向けた取組みを積極的に推進する。

(2) 中山間地域

中山間地域においては、農地に限りがあるため、農地集積による省力・低コスト化は平坦地域に比べ困難である。しかし、特有の自然条件により、生産される米は一般的に食味が良く、また、園芸作物等についても高品質と評価されていることから、高品位作物の生産を図ることで、経営の安定を図る。

美都地域においては特産品であるゆず、イチゴ及び有機栽培米について、匹見地域においてはわさびについて、新技術の導入、地元企業との連携による加工品開発等を推進し、意欲を持って営農できるような環境を整える。

4 認定農業者の農業経営の目標

市は、農業が職業として魅力的で、やりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営目標を明確にし、関係機関が一体となった営農改善指導活動を展開することにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

基本的な経営水準については、認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

【育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の基本目標】

年 次	令和 15 年(2033 年)
年間所得	概ね 400 万円 (主たる農業従事者 1 人当りの所得)
年間労働時間	概ね 2, 000 時間 (主たる農業従事者 1 人当りの時間)

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標は、第 2 に掲げるとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて見直すものとする。

5 認定農業者の育成及び農業経営目標達成に向けた基本的方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

市は、この目標を達成するため、認定農業者の経営規模拡大や経営の合理化を推進するとともに、高校、大学等の新卒者、就農を希望する中途退職者、その他の高い意欲・能力を有する人材の誘致及び就農支援並びに他産業種から新規で参入する農業法人の育成を推進するとともに、農用地の利用集積、施設・機械整備等の農業経営基盤強化のための支援を充実し、効率的かつ安定的な農業経営体を積極的に確保・育成する。

また、認定農業者の農業経営目標を達成する過程で発生する課題の解決については、島根県農業経営・就農支援センターを積極的に活用するものとする。

なお本市は中山間地域を多く抱えることから、それぞれの地域の実情を充分踏まえ、地域資源を有効に活用した農業経営体の育成が必要であり、経営の複合化や施設型農業の育成を積極的に推進する。

(2) 多様な担い手の育成

担い手の育成は、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、意欲ある兼業農家、半農半X実践者等に対し、相談対応や活用できる事業の情報提供等により、中・長期的な視点で育成を図る。

(3) 農用地の流動化

農地の流動化に関しては、農地中間管理事業等を積極的に活用し、益田市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、島根県農業協同組合西いわみ地区本部(以下「JA」という。)等の関係団体と連携して、全市を対象に土地の利用調整を行うことで、集団化・連担化した好条件の農地が「人・農地プラン」、「地域計画」で位置づけられている担い手へ集積され、利用されるよう支援する。

また、集落営農では、農用地利用改善事業を積極的に推進して、集落内の農地を有効利用できるようにし、作付の集団化及び農作業の効率化を図る。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農者の現状

本市における令和4年度の認定新規就農者は22名(令和元年度からの累積)となっており、引き続き、市振興品目の産地の維持、拡大を図っていくため、将来にわたり地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成するためには、地元高校生、農林大学校生をはじめ、UIターン者や異業種からの専門的な就農希望者に対する就農相談から、就農、経営定着まできめ細かく支援することが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介・手続き支援、技術・経営面については島根県西部農林水産振興センター(以下、「県」という。)、JA等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

① 確保・育成すべき人数の目標

島根県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標及び第6次益田市総合振興計画の目標指標を踏まえ、年間5名の認定新規就農者の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営を事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得)を目途とし、目標を次のように定める。

【新たに農業経営を営もうとする青年等の数値目標】

年次	令和15年(2033年)
年間所得	概ね 280万円 (主たる農業従事者1人当りの所得)
年間労働時間	概ね 2,000時間 (主たる農業従事者1人当りの時間)

(3) 地域ごとに推進する取組み

① 平坦地域

本地域は、施設野菜(メロン・トマト)や果樹(ブドウ・西条柿)を重点的に推進する地域であることから、地元農業者の子弟は元より異業種やU Iターンから、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進める。

また、国営農地開発地を有し、農地集積による大規模・低コスト農業に向く農地を多く保有していることから、農地の有効利用及び農業所得の確保を図ると共に、先進農家(認定農業者等)を講師とする技術研修、関係機関との連携等を通じた栽培技術の習得等を推進することにより、就農当初であっても一定の所得を確保し、安定的な経営が実現できるようにする。

② 中山間地域

本地域は、小区画圃場が多く、土地利用型作物による大規模農業の推進には制約があることから、水稻プラス他作目又は有機栽培技術の導入、さらには、加工・販売までを視野に入れた個別及び組織型の複合的な経営を進め、青年層が意欲を持って営農し、経営を早期に安定させる取組みをおこなう。

特に、美都地域においてはイチゴ、ゆず、匹見地域においては、複合経営も含めたわさびの一大産地となるよう誘導するとともに、その他作物においても6次産業化を推進する。

また、青年等の就農希望者の受入についても、関係機関と連携し、栽培技術等の指導者研修等による受け入れ農家を確保・育成していく。

7 指導・研修等

市及び益田市農業再生協議会(農業委員会、JA、益田市土地改良区等で構成する協議会をいう。以下「再生協議会」という。)は、認定農業者や認定新規就農者の認定を受けようとする個人・組織を対象に、経営計画の立案、経営診断の実施及び経営改善方策の提案等の重点的指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者にあっては、経営の更なる向上に資するため、国が定める基本要綱に沿って、当該計画の実践結果の点検、新たな計画の作成の指導等を実施し、継続的に経営の発展を図る。

また、認定農業者を対象とした、経営改善に寄与する研修会等を、認定農業者連絡協議会と連携を取り実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、第1に示した目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営に関し、主要な営農類型ごとの指標を次のように定める。

1 個別経営体 (農業経営の指標の例)

経営 類型	経営規模	生産方式	農業従事の 態様等	経営管理 の方法
① 水稲＋飼 料用米	<作付面積> 水稲 600 a 飼料用米 600 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 1棟 育苗ハウス 2棟 トラクター(180cm幅ロータリー付) 1台 トラクター 1台 田植機(乗用型) 1台 コンバイン(自脱型、グレンタンク) 1台 籾摺機 1台 播種機 1台 動力噴霧器(背負い式) 1台 中耕ロータリー 1台 代かきハロー 1台 選別計量器 1台 乗用管理機 1台 循環型乾燥機 2台 施肥播種機 1台 作溝機 1台 耕耘ロータリー 1台 軽トラック 1台 ライムソワー 1台 トラック 1台 サブソイラー 1台 色彩選別機 1台	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用従事者 1名 <就業条件> 休日制を導入する。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施
② 施設野菜 (メロン、 ミニトマ ト)	<作付面積> アムスメロン 30 a アールスメロン 20 a ミニトマト 10 a	<主な資本装備> トラクター(20ps) 1台 ロータリー 1台 管理機(6ps) 1台 土壌消毒機 1台 軽トラック 1台 作業舎兼格納庫 1棟 パイプハウス(7.2×50) 12棟 育苗用パイプハウス(5.4×50) 2棟 内張装置 12式 その他 (メロンは共同選果)	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 0名 <就業条件> ①休日制を導入する。 ②作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施

経営 種類	経営規模	生産方式	農業従事の態 様等	経営管理 の方法
③ 施設野菜 (メロン、 ハウレン ソウ)	<作付面積> アムスメロン40a アールスメロン10a ハウレンソウ30a	<主な資本装備> トラクター(20ps) 1台 ロータリー 1台 管理機(6ps) 1台 土壌消毒機 1台 軽トラック 1台 作業舎兼格納庫 1棟 パイプハウス 50a 内張装置 50a その他 (メロンは共同選果)	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 0名 <就業条件> ② 休日制を導入 する。 ② 作付体系改善に よる労働の平準 化を図る	① 複式簿記 の記帳 ② 青色申告 の実施 ③ 経営分析 の実施
④ 施設果樹 (ブドウ)	<作付面積> デラウェア 40a 大粒系ブドウ 40a	<主な資本装備> 作業場・農機具庫 1棟 パイプハウス 80a かん水施設 80a 温風暖房機(重油) 4台 自走式運搬車 1台 梱包機 1台 軽トラック 1台 スピードプレイヤー(500L) 1台 ハンマーナイフモア 1台	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 1名 <就業条件> 休日制を導入す る。	① 複式簿記 の記帳 ② 青色申告 の実施 ③ 経営分析 の実施
⑤ 施設野菜 (トマト)	<作付面積> 半促成トマト 30a 抑制トマト 30a	<主な資本装備> 作業場兼収納舎 1棟 パイプハウス 30a 育苗ハウス 2棟 農用井戸 1基 運搬車 1台 養液栽培装置 30a 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 灌水ポンプ 2台 内張装置 30a	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 1名 <就業条件> 休日制を導入す る	① 複式簿記 の記帳 ② 青色申告 の実施 ③ 経営分析 の実施

経営 種類	経営 規模	生産 方式	農業従事者の態 様等	経営管理 の方法
⑥ 施設野菜 (イチゴ)	<作付面積> イチゴ 20 a	<主な資本装備> 作業場・格納庫 1棟 パイプハウス(内張付き) 20a 自動換気装置 6施設 予冷库 1台 電照設備(リード線・ソケット) 6施設 灌水ポンプ 2台 液肥混入器 1台 パイプハウス(育苗用) 2棟 育苗架台 1式 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 炭酸ガス発生機 6台 温風式暖房機 6台 循環扇 1式	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 0名 <就業条件> 休日制を導入する。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施
⑦ 露地果樹 (西条柿)	<作付面積> 西条柿 150 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 1棟 スピードプレイヤー 1台 ハンマーナイフモア 1台 軽トラック 1台 自走式動力運搬車 1台 パークストリッパー 1台	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 0名 <就業条件> 休日制を導入する。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施
⑧ 肉用牛 (繁殖)	<作付面積> 繁殖牛 40頭 育成牛 4頭 子牛 34頭	<主な資本装備> 繁殖牛舎(240㎡) 2棟 堆肥舎 1棟 飼料庫 1庫 換気扇(直下型) 1式 フロントローダー 1台 軽トラック 1台 飼料収穫機械装備 1式 その他	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 1.5名 雇用従事者 0名 <就業条件> 休日制を導入する。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施

経営 種類	経営 規模	生産 方式	農業従事者の態 様等	経営管理 の方法
⑨ わさび (畑わさ び)	<作付面積> ハウス栽培 20 a 露地栽培 100 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 1 棟 パイプハウス 20a 灌水施設 2 施設 育苗ハウス 2 棟 灌水ポンプ 1 台 野菜洗浄機 1 台 動力噴霧機 1 台 動力散布機 1 台 動力耕耘機 1 台 畝立機 1 台 小型管理機 1 台 運搬車 1 台 軽トラック 1 台	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 1 名 雇用従事者 1 名 <就業条件> 休日制を導入す る。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施
⑩ 施設花き (切花)	<作付面積> バラ 40 a	<主な資本装備> 作業舎 1 棟 ハウス(長期暖房フィルム3層2軸内装設備) 40a R Wシステム 2 施設 暖房機 4 台 冷蔵庫 1 台 重油タンク 2 台 動力噴霧機 1 台 選花機 1 台 軽トラック 1 台 炭酸ガス発生機 2 台 ヒートポンプ 4 台	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 2 名 雇用従事者 1 名 <就業条件> 休日制を導入す る	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施
⑪ 水稲+露 地果樹 (ゆず)	<作付面積> 水稲 900 a ゆず 30 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 1 棟 育苗ハウス 1 棟 防風ネット(高さ5m) 50 施設 田植機(乗用型) 1 台 トラクター 1 台 代かきハロー 1 台 ライムソワー 1 台 コンバイン 1 台 播種機 1 台 粃摺機 1 台 可搬式動力噴霧器 1 台 動力散布機(背負式) 1 台 選別計量器 1 台 循環型乾燥機 2 台 作溝機 1 台 自走式動力運搬車 1 台 ハンマーナイフモア 1 台 ミニバックホー 1 台 トラック 1 台 軽トラック 1 台 色彩選別機 1 台	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 0 名 雇用従事者 1 名 <就業条件> 休日制を導入す る。	①複式簿記 の記帳 ②青色申告 の実施 ③経営分析 の実施

2 組織経営体
(農業経営の指標の例)

経営類型	経営規模	生産方式	農業従事者の態様等	経営管理の方法
⑫ 集落営農 組織(平坦 部)+水稲 大豆+飼 料用米	<作付面積> 水稲 600 a 大豆 480 a 飼料用米 430 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 350 m ² 1庫 育苗ハウス 2棟 トラクター(180cm幅ロータリー付) 2台 代かきハロー 2台 ライムソワー 1台 作溝機 1台 播種機 1台 田植機(乗用型) 1台 乗用管理機 1台 ドローン 1台 コンバイン(自脱型、グレンタンク) 1台 循環型乾燥機 2台 籾摺機、選別計量器 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 サブソイラー 1台 耕耘ロータリー 1台 施肥播種機 1台 中耕ローター 1台 大豆コンバイン 1台 マニュアルスプレッダー 1台 畦塗機 1台 色彩選別機 1台	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名 <就業条件> ① 休日制を導入する。 ② 労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③ 作付体系改善による労働の平準化を図る。	① 複式簿記の記帳 ② 青色申告の実施
⑬ 集落営農 組織(中山 間地) 水稲+ 作業受託+ 飼料用米	<作付面積> 水稲 630 a 作業受託 290 a 飼料用米 660 a	<主な資本装備> 作業舎兼格納庫 150 m ² 1庫 育苗ハウス 3棟 トラクター(150cm幅ロータリー付) 1台 代かきハロー 1台 ライムソワー 1台 播種機 1台 田植機(乗用型) 1台 ドローン 1台 コンバイン(自脱型、グレンタンク) 1台 循環型乾燥機 2台 籾摺機 1台 選別計量器 1台 作溝機 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 畦塗機 1台 色彩選別機 1台	<農業従事者> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名 <就業条件> ① 休日制を導入する。 ② 労働ピーク時の雇用対策を図る。	① 集落営農 ② 複式簿記の記帳 ③ 青色申告の実施

経営類型	経営規模	生産方式	農業従事の態様等	経営管理の方法
⑭ 施設果樹 (ブドウ) + 露地果樹 (ブドウ)	<作付面積> デラウェア 100 a 大粒系ブドウ 50 a 加工用ブドウ 200 a	<主な資本装備> 作業場・農機具庫 1 棟 農業用ハウス 150a 棚(露地栽培用) 200a かん水施設 350a 温風暖房機(重油) 5 台 自走式運搬車 1 台 梱包機 1 台 軽トラック 1 台 スピードスプレイヤー 1 台 ハンマーナイフモア 1 台 バックホー 1 台	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 1 名 雇用従事者 5 名 (うち常時雇用3 名) <就業条件> 休日制を導入する。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③経営分析の実施
⑮ 肉用牛 (繁殖・肥育一貫)	<作付面積> 繁殖牛 30 頭 肥育牛 300 頭	<主な資本装備> 繁殖牛舎(180 m ²) 2 棟 肥育牛舎(900 m ²) 2 棟 堆肥舎 1 棟 飼料庫 1 庫 換気扇(直下型) 1 式 フロントローダー 1 台 トラック(2t、ダンプ式) 1 台 飼料収穫機械装備 1 式 その他	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 1 名 雇用従事者 3 名 <就業条件> ①給料制 ②社会保険加入 ③年金制度 ④休日制を導入する。	①生産法人 ②複式簿記の記帳 ③青色申告の実施 ④経営分析の実施
⑯ 酪農	<作付面積> 経産牛 200 頭 育成牛 80 頭	<主な資本装備> 乳用牛舎(パーラー含む)1 棟 堆肥舎 1 棟 飼料庫 1 庫 ミルクパーラー 1 式 バルククーラー 1 台 TMRミキサー 1 台 換気扇(直下型) 1 式 ホイールローダー(58P s) 1 台 トラック(2t、ダンプ式) 1 台 フォークリフト 1 台 飼料収穫機械装備 1 式 その他	<農業従事者> 主たる従事者 1 名 補助従事者 2 名 雇用従事者 4 名 <就業条件> ①給料制 ②社会保険加入 ③年金制度 ④休日制を導入する。	①生産法人 ②複式簿記の記帳 ③青色申告の実施 ④経営分析の実施

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第 1 で掲げた目標に到達することを基本とする。

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第 2 に掲げる営農類型に準ずるものとする。

また、所得目標については、第 1 の 6 (2) で定めるとおりとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保、育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、島根県農業経営・就農支援センター、県、JAと連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

2 就農希望者への対応に関する事項

(1) 就農等希望者の受入体制の確保

市は、県、JA、(公財)しまね農業振興公社、(公財)ふるさとしまね定住財団と連携しながら、就農相談に応じるとともに、就農希望者に対し、就農に向けた各種情報(研修、生産品目、空き家等の住まい、農地、助成制度等)の提供を行う。

また、県立農林大学校や、県立益田翔陽高校と交流する場を設置し、就農希望者等の情報収集や就農に向けた相談を行う。

(2) 就農希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組み

青年等が就農する地域の「人・農地プラン」、「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金等の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との役割分担・連携の考え方

主な役割分担は、以下のとおりとし、必要な事項は、各組織、団体が連携を取りながら推進する。

① 就農相談：(1)のとおり

② 研修：市または(公財)しまね農業振興公社、(公財)しまね定住財団の事業を提案し、研修先については、JA生産部会と連携を図り、受け入れ先を決める。研修期間中は市、県、JAが研修状況や今後の意向を確認する。

③ 就農前：市、県、JAが主体となって、青年等就農計画の策定や、就農に必要な施設、機械等の取得等就農に向けた支援を実施する。また、農地については、市、農地中間管理機構、農業委員会が連携し、候補地の提案を行うとともに、確定後は所定の手続きを実施する。

④ 就農後：県、JA等で営農指導等の技術・経営支援を継続する。市は、指導農業士、JA等と連携・協力して、就農後のフォローアップを行いながら、巡回訪問・指導のほか、年に2回面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

(4) 市が主体的に行う就農等促進のための取組み

市は、上記(1)～(3)のほか、関係機関の情報共有を図るため、農業担い手支援センターとして、新規就農者チーム会議を主催する。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

本市における将来の農用地の利用に占める、第 2 に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積のシェアの目標を、次のように定める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40%	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

(注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え及び収穫の作業、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を 3 作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)のシェアの目標である。

2 目標年次は、概ね 10 年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地利用及び営農活動の実態等の現状

第 1 の 2 に記載のとおり。

また、本市における令和 4 年度の担い手の農地集積率は 31.1%である。

(2) 認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農地利用の考え方

将来にわたって、地域の農業生産の基盤となる農地利用については、効率的かつ安定的な農業経営を行う者である認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等がその主体となることが望ましい。

また、本市において、基幹的農業従事者数が平成 22 年から令和 2 年の間に 47%減少していることを鑑み、土地利用型農業経営体への農地集積依存度が一層高まることが予想されるため、生産性をより効率化、省力化する施策を並行して推進する。

(3) 将来の望ましい農地利用を実現するための具体的な取組みの内容

市、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、「人・農地プラン」、「地域計画」の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの担い手への農用地の集積を推進する。

また、集積にあたっては、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業、農用地利用改善事業など各種の農地利用集積施策を活用する。

なお、これに取り組むに当たっては、地域の農用地の利用集積を適正かつ効率的に進め、また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、例えば、集落営農の組織化を促進する取組みを行う際には、既存の認定農業者(個人等)の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- ① 平地を中心とした土地利用型農業が行われている地域では、基盤整備を推進するとともに、農地集積を行い、大規模化による作業の効率化を図る。
- ② 園芸施設型農業が盛んな地域では、農地の集積や生産施設の整備等が効率的に実施され、当該経営体の規模拡大が円滑に行われるよう配慮する。
- ③ 中山間地域では、可能な限りの農地集積を行うとともに、中小の兼業農家など地域社会の維持に大切な役割を果たしている経営体の維持を図り、地形・風土・気候を活かした特色ある作物の生産を行い、付加価値を得る農業を目指す。
- ④ 遊休農地化の進展が懸念される場合には、状況に応じて放牧利用や省力栽培による保全等の取り組みも検討する。

(4) 関係機関の連携

関係機関の連携を進めるため、市は、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区が一堂に会した定期的な情報交換の場を設定する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、島根県が策定した「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」の第2「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 地域計画の策定

市は、原則としてこれまでの「人・農地プラン」の実質化が行われている区域を基に、関係機関の連携の下、地域の農業者の参加により、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定する。このため、協議の場を設け、今後の農用地の継続的な利用が見込まれるよう、当該区域の農業の将来のあり方を話し合う。市は協議の結果を踏まえた目標地図を作成する。

(2) 協議の場の設定

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設定する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、市の広報媒体を通じ周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、その他の関係者とし協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項にかかる問い合わせへの対応を行うための窓口を本市農林水産課に設置する。

(3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

これまで「人・農地プラン」の実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定する。

その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全も検討する。

(4) 農用地の利用権の設定等の進め方

市は、地域計画の策定にあたって、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を実施する。

2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事

業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、JAは、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 市は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業について、その一部の業務を受託、実施することにより、事業の円滑な推進を図る。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方針を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法

第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な

利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、JA、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 JAが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① JAその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) JAによる農作業の受委託のあっせん等

JAは、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。